

豊橋市告示第 2 3 1 号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、住所又は居所が不明等のため送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 2 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

令和8年9月4日

豊橋市長 長坂 尚登

豊橋市役所国保年金課にて保管している書類は、所在判明次第交付する。
公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 示 送 達 書

令和8年度賦課 令和7年度相当

高齢者の医療の確保に関する法律第百四条に規定する保険料

送達すべき書類:地方自治法第二百三十一条の三に関する法律に規定する書類

整理番号	氏名
60620260006580	三浦 隆子
以下余白	

公 示 送 達 書

令和8年度賦課 令和8年度相当

高齢者の医療の確保に関する法律第百四条に規定する保険料

送達すべき書類:地方自治法第二百三十一条の三に関する法律に規定する書類

整理番号	氏名
60620260005885	鈴木 政治
以下余白	